

## 令和 6 年度校則検討委員会 最終決定事項

### 承認された内容

| 内容  | 規定   |
|---|--|
| ○女子の髪型について<br>結ぶ位置・結び方を変更します。                           | 簡単にまとめられるような髪形であればよい。ただし華美にならないようにする。あくまでも機能性を考えて結ぶこと。また、髪を結ぶ位置は、「正面から見て結び目が見えない」ようにすること。<br>※ 高校入試を基準に考える必要がある。 |
| ○女子の髪を結ぶ基準を「髪が肩より長くなるときは結ぶようにする」に変更します。                 |  |
| ○キーホルダーは、「他人と自分のものを見分けるために通学カバン・補助バッグに付けてもかまわない」に変更します。 | 見分けるために必要最小限にすることとし、数は一つだけ、大きさについては握りこぶしで隠れるものとする。   |
| ○防寒着・防寒具の着脱について<br>教室での着脱を認めることとします。                    | 玄関が込み合うことも多く、玄関や廊下が寒いという理由で、教室での着脱を認める。  |
| ○ブランケットについて<br>体育館等での集会時、寒ければ各自の判断で使用してもよいこととします。       |  |

### 否決された内容

| 協議内容                      | 理由  |
|---------------------------|---|
| ○体育の後は体操服で過ごしてもかまわない      | 現行のまま、「6校時に体育の授業があった場合」とする。   |
| ○セーターやカーディガンで登下校してもよい     | 標準服とは、「合服で寒い場合に合服の上に冬用の上着を着用する。」というのが基本である。「セーターやカーディガンは、合服だけでは寒いときに冬服の下に着用してもかまわない。」としている。寒さ対策のためであり、登下校に関しては防寒着も許可されている。したがって、基本としている標準服とは異なるため認めない。  |
| ○上着を着ているとき、合服のベストを着なくてもよい | 女子の冬服標準服とは「紺のブレザーと冬用スカート、ベスト、白色長袖小さな丸襟のブラウス、指定の棒タイ(えんじ色)」である。ただし本校では、校内でセーターやカーディガンで過ごすことを認めており、セーターやカーディガンの下に必ずベストを着用する必要はない。しかし、「合服」という標準服は上記に示した通りであるので、本来は、「ベストを着用する」というのが原則である。また、セーターやカーディガンの着方が乱れている現状もある。セーターやカーディガンが認められている理由をしっかりと理解し、おしゃれ目的にならないようにしていくことが大切である。 |